

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和三年山梨県条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置規制区域)

第二条 条例第七条第一号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 現に設置され、又は設置の工事に着手されている太陽光発電施設の事業区域であって、当該太陽光発電施設の設置の時に於いて森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の地域森林計画の対象となっている私有林の区域であった区域
- 二 前号に掲げるもののほか、森林法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている私有林の区域であった区域のうち、災害の発生を防止する見地から知事が定める区域

(設置許可申請書)

第三条 条例第八条の申請書は、第一号様式によるものとする。

(環境及び景観に及ぼす影響の評価方法)

第四条 条例第九条の規定により行う評価は、次の各号に掲げる場合に於いて、当該各号に定める方法により行わなければならない。

- 一 申請に係る太陽光発電施設の設置が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合 同条第一項に規定する環境影響評価
- 二 申請に係る太陽光発電施設の設置が山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第二条第五項に規定する対象事業に該当する場合 同条第一項に規定する環境影響評価
- 三 前二号のいずれにも該当しない場合 山梨県環境影響評価条例第二条第一項に規定する環境影響評価の方法を基準として知事が定める方法

(地域住民等への説明会等)

第五条 条例第十条第一項の規定による説明会の開催に当たっては、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

2 条例第十条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。)の区域に居住する者
- 二 前号に掲げる者のほか、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者

3 条例第十条第二項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人に於いては、その代表者の氏名
- 二 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積

三 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力

四 太陽光発電事業の実施予定期間

4 前項の標識については、第一項の説明会の開催日の一週間前までに設置しなければならない。

(設置規制区域の変更に伴う届出書)

第六条 条例第十一条第五項の規定による届出は、第二号様式により行わなければならない。

(変更許可申請書等)

第七条 条例第十二条第一項に規定する変更許可の申請は、第三号様式により行わなければならない。

2 条例第十二条第一項ただし書及び第四項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更

二 設置許可に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして知事が定める変更

3 条例第十二条第三項の規定による届出は、第四号様式により行わなければならない。

(設置届出書)

第八条 条例第十四条第一項の届出書は、第五号様式によるものとする。

(設置変更届出書)

第九条 条例第十五条第一項の規定による届出は、第六号様式により行わなければならない。

(設置工事の届出書)

第十条 条例第十六条の規定による工事に着手した旨の届出は第七号様式により、同条の規定による工事を完了した旨の届出は第八号様式により行わなければならない。

(標識の記載事項等)

第十一条 条例第十七条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 許可年月日及び許可番号(条例第七条の許可を受けた太陽光発電施設に限る。)

三 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積

四 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力

五 太陽光発電事業の実施予定期間

六 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(維持管理計画等)

第十二条 条例第十八条第二項の太陽光発電施設等の維持管理をするための計画(以下「維持管理計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 維持管理の基本的事項

二 維持管理の実施体制

三 保守点検の内容

四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

五 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

六 前各号に掲げるもののほか、条例第十八条第一項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項

2 事業者は、条例第十八条第二項の規定により維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して五年間、当該記録を保存しなければならない。

3 条例第十八条第三項の規定による維持管理計画の公表は、太陽光発電施設の運転を開始する日までにインターネットの利用その他の方法により行わなければならない。

4 条例第十八条第四項の規定による維持管理計画の提出は、条例第八条の規定による申請書の提出に併せて、第九号様式により行わなければならない。

5 前項の規定により維持管理計画を提出した者が当該維持管理計画を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画を知事に提出しなければならない。

6 条例第十八条第四項の規定による維持管理の結果の提出は、維持管理を行った年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）の翌年度の五月末日までに、第十号様式により行わなければならない。

7 条例第十八条第六項の規定による報告は、事故又は土砂災害等が発生した日から起算して三十日以内に、第十一号様式により行わなければならない。

（地位の承継の届出書等）

第十三条 条例第十九条第二項の規定による届出は、第十二号様式により行わなければならない。

2 条例第十九条第四項の規定による届出は、第十三号様式により行わなければならない。

3 条例第十九条第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、同条第五項の規定により維持管理計画を作成したときは、速やかに当該維持管理計画を知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により維持管理計画を提出した者は、当該維持管理計画を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画を知事に提出しなければならない。

（廃止届）

第十四条 条例第二十条第一項の規定による届出は、第十四号様式により行わなければならない。

（身分証明書）

第十五条 条例第二十三条第二項の証明書は、第十五号様式によるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条及び附則第四条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

(変更許可を要する事項)

第二条 条例附則第三条第一項の規則で定める事項は、条例第八条第二号から第七号まで及び第十号に掲げる事項とする。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

- 一 既存施設の機能を維持するために行う変更
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして知事が定める変更

(既存施設の標識の記載事項等)

第三条 条例附則第五条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
- 三 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
- 四 太陽光発電事業の実施予定期間
- 五 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(既存施設の維持管理計画等)

第四条 条例附則第六条第二項の既存施設等の維持管理をするための計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 維持管理の基本的事項
- 二 維持管理の実施体制
- 三 保守点検の内容
- 四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- 五 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- 六 前各号に掲げるもののほか、条例第十八条第一項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項

2 事業者は、条例附則第六条第二項の規定により維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して五年間、当該記録を保存しなければならない。

3 条例附則第六条第三項において準用する条例第十八条第四項の規定による既存施設等の維持管理をするための計画の提出は、条例附則第四条第一項の規定による届出に併せて行わなければならない。

山梨県知事 殿

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

設置許可申請書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第8条の規定により、次のとおり申請します。

太陽光発電施設の設置場所		
事業区域の面積		平方メートル
太陽光発電施設の出力		キロワット (太陽電池の合計出力 キロワット)
期間 太陽光 発電事 業の内 容及び 実施予 定	発電電力の用途	売電（設備ID ）・ 自家消費 その他（ ）
	設置規制区域の種類	第1号・第2号・第3号・第4号・第5号
	設置工事着手予定年月日	年 月 日
	設置工事完了予定年月日	年 月 日
	運転開始予定年月日	年 月 日
	事業廃止予定年月日	年 月 日
太陽光発電施設の設置計画		

太陽光発電施設の構造	
環境及び景観に及ぼす影響の評価等	
地域住民等への説明等の状況	
備考	

注1 「太陽光発電施設の設置場所」の欄には、申請に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載すること。

- 2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。
- 3 「太陽光発電施設の出力」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。
- 4 「発電電力の用途」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
- 5 「設置規制区域の種類」の欄は、条例第7条に掲げる各号の設置規制区域のうち、太陽光発電施設を設置する区域に該当するもの全てに○を付すこと。
- 6 「環境及び景観に及ぼす影響の評価等」については、次の各号に掲げる場合に応じ、必要な書類を添付すること。
 - (1) 第4条第1号に該当する場合 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第25条第3項の規定により送付した補正後の評価書（補正を必要としない場合は、同法第22条第1項の規定により送付した評価書）の写し
 - (2) 第4条第2号に該当する場合 山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第26条第3項の規定により送付した補正後の評価書及びこれを要約した書類（補正を必要としない場合は、同条例第24条第3項の規定により送付した評価書及びこれを要約した書類）の写し
 - (3) 第4条第3号に該当する場合 山梨県環境影響評価条例第2条第1項に規定する環境影響評価の方法を基準として、知事が定める方法により行った環境影響評価の書類
- 7 「地域住民等への説明等の状況」については、実施した全ての住民説明会の記録を添付すること。
- 8 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・位置図、事業区域図及び配置図
- ・造成計画の平面図及び縦横断面図
※土地の形質の変更を行う場合は、当該変更をしようとする箇所を明らかにすること。
- ・擁壁を設置する場合は、擁壁の構造図
- ・排水計画に係る平面図
- ・太陽光発電施設の構造に関する図面
- ・条例第7条各号に掲げる設置規制区域の種類に応じて知事が必要と認める図面及び資料
- ・太陽光発電事業に係る資金計画書
- ・申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ・申請者が個人である場合には、直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

設置規制区域の変更に伴う届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第11条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

太陽光発電施設の設置場所	
届出の原因となった設置規制区域の変更の内容及びその年月日	
備考	

注 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・ 位置図
- ・ その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

設置変更許可申請書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号		
太陽光発電施設の設置場所		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

環境及び景観に及ぼす影響の評価等	
地域住民等への説明等の状況	
備考	

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、変更許可を受けようとする太陽光発電施設の設定許可年月日と許可番号を記載すること。

- 2 「環境及び景観に及ぼす影響の評価等」については、次の各号に掲げる場合に応じ、必要な書類を添付すること。
- (1) 第4条第1号に該当する場合 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第25条第3項の規定により送付した補正後の評価書（補正を必要としない場合は、同法第22条第1項の規定により送付した評価書）の写し
 - (2) 第4条第2号に該当する場合 山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第26条第3項の規定により送付した補正後の評価書及びこれを要約した書類（補正を必要としない場合は、同条例第24条第3項の規定により送付した評価書及びこれを要約した書類）の写し
 - (3) 第4条第3号に該当する場合 山梨県環境影響評価条例第2条第1項に規定する環境影響評価の方法を基準として、知事が定める方法により行った環境影響評価の書類
- 3 「地域住民等への説明等の状況」については、実施した全ての住民説明会の記録を添付すること。
- 4 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

- ・位置図、事業区域図及び配置図
- ・造成計画の平面図及び縦横断面図
- ※土地の形質の変更を行う場合は、当該変更をしようとする箇所を明らかにすること。
- ・擁壁を設置する場合は、擁壁の構造図
- ・排水計画に係る平面図
- ・太陽光発電施設の構造に関する図面
- ・条例第7条各号に掲げる設置規制区域の種類に応じて知事が必要と認める図面及び資料
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

設置規制区域内施設の軽微な変更届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号		
太陽光発電施設の設置場所		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

備考	
----	--

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、変更の届出をする太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。

2 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

- ・位置図、事業区域図及び配置図
- ・土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図及び縦横断面図
- ・擁壁を設置する場合は、擁壁の構造図
- ・排水計画に係る平面図
- ・太陽光発電施設の構造に関する図面
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

設置規制区域外施設の設置届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

太陽光発電施設の設置場所		
事業区域の面積		平方メートル
太陽光発電施設の出力		キロワット (太陽電池の合計出力 キロワット)
施 予 定 期 間 太 陽 光 発 電 事 業 の 内 容 及 び 実	発電電力の用途	売電（設備ID ）・ 自家消費 その他（ ）
	設置工事着手予定年月日	年 月 日
	設置工事完了予定年月日	年 月 日
	運転開始予定年月日	年 月 日
	事業廃止予定年月日	年 月 日
備考		

注1 「太陽光発電施設の設置場所」の欄は、届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載すること。

2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。

- 3 「太陽光発電施設の出力」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。
- 4 「発電電力の用途」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
- 5 「備考」の欄は、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・ 位置図、事業区域図及び配置図
- ・ 現況写真
- ・ その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

設置規制区域外施設の変更届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

太陽光発電施設の設置場所		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

注 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類) 次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

- 位置図、事業区域図及び配置図
- 現況写真
- その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

設置工事着手届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号		
太陽光発電施設の設置場所		
設置工事着手年月日	年 月 日	
設置工事完了予定年月日	年 月 日	
運転開始予定年月日	年 月 日	
施工業者	氏名（法人にあつては、名称）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	電話番号	
備考		

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、設置工事に着手する太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。

- 2 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

設置工事完了届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	
設置工事完了年月日	年 月 日
運転開始（予定）年月日	年 月 日
備考	

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、設置工事を完了した太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。

2 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・ 配置図
※現況写真の撮影箇所と撮影の方向を記載すること。
- ・ 現況写真
※事業区域、設置した太陽光発電施設及び標識の写真を添付すること。
- ・ その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

提出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

維持管理計画の提出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第18条第4項の規定により、次のとおり提出します。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電施設の出力	キロワット (太陽電池の合計出力 キロワット)
運転開始（予定）年月日	年 月 日
第12条第1項各号に掲げる事項	
備考	

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄は、維持管理計画に係る太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。

2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで記入すること。

3 「太陽光発電施設の出力」の欄は、小数点以下第1位まで記入すること。

4 「備考」の欄は、維持管理計画書の提出の理由（新規、変更、地位の承継等）を記載すること。また、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

- ・第12条第1項各号に掲げる事項に関する資料
- ・配置図
- ・その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

報告者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

維持管理結果報告書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第18条第4項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	
維持管理の実施状況	
備考	

- 注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、維持管理を行った太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。
- 2 「維持管理の実施状況」の欄は、維持管理計画に基づき記載すること。
- 3 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・維持管理の結果がわかる書類
- ・その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

報告者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

事故等報告書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第 1 8 条第 6 項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	
事故・災害発生日時	年 月 日 時 分
事故・被災の原因・内容	
周辺地域の影響	
応急対応・復旧の状況	
復旧完了日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 完了済 <input type="checkbox"/> 完了予定
備考	

- 注1 「許可年月日及び許可番号」の欄は、事故等報告をする太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。
- 2 「復旧完了日」の欄は、対応が完了している場合は「完了済」の項目の□にレ印を、現在対応中で完了見込みの場合は「完了予定」の項目の□にレ印を付し、「完了予定」の項目の□にレ印を付したときは、完了済となったときにその旨を報告すること。
- 3 「備考」の欄は、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・ 事故等の発生箇所と事業区域の位置関係が分かる図面
- ・ 配置図
※事故状況等の写真の撮影箇所と撮影の方向を記載すること。
- ・ 事故状況等の写真
※事故等の発生、応急対応、復旧等の状況が分かる写真を添付すること。
- ・ その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

設置規制区域内施設の地位の承継届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継した太陽光発電施設の設置場所		
許可年月日及び許可番号		
承継者	氏名（法人にあっては、名称）	
	代表者氏名（法人の場合に限る。）	
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	

被承継者	氏名（法人にあつては、名称）	
	代表者氏名（法人の場合に限る。）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	電話番号	
承継の内容	承継年月日	年 月 日
	承継の理由	
備考		

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、地位を承継した太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。

2 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・承継の事実を証する書面
- ・標識の写真

※条例第17条の規定により設置する標識について、承継後の内容に変更したことが分かる写真を添付すること。

- ・その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

設置規制区域外施設の事業譲渡等届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第19条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲受等した太陽光発電施設の設置場所		
譲受人 ・ 相続人 ・ 承継者	氏名（法人にあつては、名称）	
	代表者氏名（法人の場合に限る。）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	

譲渡人・被相続人・被承継者	氏名(法人にあっては、名称)	
	代表者氏名(法人の場合に限る。)	
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	電話番号	
譲渡・相続・承継の内容	譲渡・相続・承継 年月日	年 月 日
	譲渡・相続・承継 の理由	
備考		

注 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・譲渡、相続又は承継の事実を証する書面
- ・位置図
- ・標識の写真

※条例第17条の規定により設置する標識について、譲渡、相続又は承継後の内容に変更したことが分かる写真を添付すること。

- ・その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

廃止届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	
事業廃止年月日	年 月 日
備考	

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、廃止する太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。

2 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・位置図
- ・その他知事が必要と認める書類

第15号様式（第15条関係）

（表）

		第	号
山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第23条第2項の 規定による身分証明書			
写 真	職名及び氏名		
	生年月日	年 月 日生	
	発行年月日	年 月 日発行	
	山梨県知事		印

（裏）

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業区域その他その事業を行う場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一～三 略

四 第23条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者